

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第二十六号

昭和四十九年四月五日(金曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 増本 一彦君

伊藤宗一郎君

金子 一平君

栗原 祐幸君

小宮山重四郎君

塩谷 一夫君

坊 秀男君

毛利 松平君

佐藤 觀樹君

塚田 庄平君

村山 喜一君

田代 文久君

竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主計局次 辻 敏一君

大蔵省主計局次 田中 敏君

大蔵省國際金融 松川 道哉君

局長

委員外の出席者

人事院給与局給 加藤 圭朗君

与第一課長

大蔵委員会調査 末松 経正君

室長

委員の異動

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十六号

昭和四十九年四月五日

四月五日

補欠選任

小林 政子君

田代 文久君

同日

辭任

補欠選任

田代 文久君

小林 政子君

四月三日

昭和四十九年産葉たばこ収納価格引上げ等に関する陳情書(徳島県三好郡池田町議会議長宮坂忠雄)(第三七五号)

キャンプ朝霞のゴルフ場等返還に伴う跡地利用に関する陳情書(東京都知事美濃部亮吉外五名)(第三七六号)

自動車関係諸税の増税計画再検討に関する陳情書(愛知県議會議長白羽正一)(第三七七号)

本日の會議に付した案件

國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十六号)

國の會計に関する件

税制に関する件

金融に関する件

○安倍委員長 これより會議を開きます。

國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 大蔵大臣久方ぶりにお見えでございますから、大臣にIDAの問題に関連をいたしまして、日本の對外經濟協力のあり方の問題についてお尋ねをしてみたいと思うのでござい

ます。GNPの1%はそういう經濟協力で回すんだと

いうのは、これは内閣の方針だというふうに承つておるわけでございしますが、政府の開發援助とい

うのですか、これはGNPの〇・七%を充てるんだ、これも政府の方針だろうというふうに考

へてございします。ところが、七二年の実績を外務省のはうで調べてみたのでありますが、民間の經濟協力まで含めた場合には、政府資金も含めての

話でございしますが、これは一九七二年の曆年計算で〇・九三%、総額二十七億二千五百万ドルとい

うことで、これはまあ成果をあげているというふうに見られるのでございします。ところが、政府の開發援助とい

うものは率にいたしまして〇・二%しかございしません。金額にして六億一千百万ドルということに終わっているよう

でございします。そこで、私がお尋ねをいたしたいのは、この國際機關に対する拠出金、IDAの問題等も含めて

の問題でございしますが、この政府開發援助のあり方をことしの予算の中で、あるいは今後の予算執行の中で、どうい

うふうに進めていくかというふうに考えているのか。やはり資金を出すほうは大蔵省でござい

ますので、外務省だけではございせんから、そういう意味から、この政府借款の問題なり、あるいは技術協力、無償資金の協力なり、あるいは國際機關の拠出金の問題

をめぐりまして、現実には支払いをした額で計算をされるのでございしますが、これに対する政府の考え方、特に大蔵大臣の所見をお伺いいたしてみたいと思

うのでございします。

○福田國務大臣 對外經濟協力をどうい

うております。そういう中において、今日この段階がまさに過渡的な段階であります。そこで、この過渡的な段階を終えて、いよいよこれから新しい日本の歩みをきめなければならぬ。そういう際

に、基本的問題の一つとして政府の對外協力をどうい

うふうにしてまいるかということを含めなければならぬ、こ

ういうふうに思っていますので、いま私は多くをお答えすることが困難なわけでありま

す。ただ、その気持ちといたしましては、量的援助から質的援助へという方向をたどらなければならぬ、こ

ういうふうに思います。

いま村山さんの御指摘のように、量的問題については、GNPに対する對外協力全体としますと〇・九三%、これは世界でも胸を張れるようなところ

にきておるわけです。しかるに、ODAと申しますか、政府開發援助におきましては、それが世界的な目標とされておる〇・七%、それに対

しましてわずかに〇・二%の程度である、こういうことであります。七三年とい

いますと改定をしております。昭和四十八年、この年は前の年よりは幾分か改善を見てお

るわけでございしますが、それにしても、〇・七%が國際的に目標とされるべきだとい

われるときに、そのような低い状態であること、これは非常に重大な問題であるとい

うふうに考えまして、この政府開發援助、ODAのほうにつきま

びるんじゃないだろうかという見込みであるよう
でございますが、いずれにしても、DAC諸国の
平均値から見ても、やはり低過ぎることはい
なめない事実だと思ふ。そのことを考えますと、
今度の予算の中で輸銀あるいは基金を通じての直
接借款の計画を見ても、これはその他の
政府資金の流れの中に入らなわけでありま
すから、いわゆるODAの部類に入らないとい
ふに私は思ふのです。それは一般会計の経済協
力費の中に一千六百五十九億九千九百九十九
円ありますが、その点から計算をしてみても、二
百六十五億程度はふえてはいるものの、その中
で重複しているものもありますし、このDACの報
告の中に載せられないような経費のものも私
はあ
ると思ひます。そういうような面からい
つたとき
に、はたして現在明らかになつてい
ます。〇・二
一％というものが、この七三年、七四年という年
にはどの程度までになつていくのだとい
う一つの
見通しをつけたがらやつていら
しやるはずではないだらうかと私は思ふのです
が、この点は松川
国金局長のほうから、その見通し、計画があるな
らば、その外交方針に基づいた一つのプログラム
を示してもらいたいと思ひます。

〇福田外務大臣 先ほど申し上げましたように、
いまちやうど経済変動、経済基本方針の大改定と
いうか、その過渡期なものですから、まあ対外経
済協力ばかりじゃないのです、あらゆる長期的な
計画というものがいま過渡的な段階にある。あら
ゆる問題を見直さなければならぬ、そういうとき
なので、したがって、この対外経済協力の長期見
通しというものにつきましても、これはいままで
はいままでといたしまして、新しい形で出発しな
ければならぬ、こういうふうな考へておりまし
て、長期的な見通しはないのです、率直に申し上げ
ますが、四十九年度においてはどのくらいであ
りますか、政府委員からお答え申し上げますが、
改善をとにかく当面はしなければならぬ、こうい
うことで予算の編成に当たつておるという状況で
ございます。

〇松川政府委員 四十九年につきましては、DA
Cの統計は暦年ベースでやっておりますが、暦年
というところになりますと、私のほうでもちよつと
計算がしかねますので、四十九年度の予算で見込
まれておるもの、これをベースにいたしまして試
算いたしますと、〇・二九ないし〇・三〇％にな
るのではないかと計算されます。この中には、た
だいま御審議をいただいておりますIDAの増資
の分も含めております。

〇村山(喜)委員 わかりました。
そこで、時間の関係がありますからもう一点だ
けお尋ねをいたしますが、この前、大臣が御出席
にならない段階の中で、石油危機の中から中近東
外交の特派派遣やあるいは田中総理が東南アジ
ア、ASEAN諸国を回つたそのときにいわゆる
約束をしまつてまいりました経済協力の案件につ
いて、いろいろと質問をしたわけでござい
ます。そのとき、いままでに確定したのは総額千二百
億円程度であつて、四十九年度支出の分は大体そ
れの三分の一程度であらう、こういうような話で
ございました。

ところが、まだ未確定の、これから話し合ひを
するんだというものが相当案件残つてい
るわけ
でございます。なおそのほかに、シベリア開発の
問題等で輸銀資金を使うという問題も外交上の問
題として出てきています。あるいは、新生ラオスの
経済発展の援助の問題がまた出てくるであらう。
あるいはアフリカに対する外交を見直ししなけれ
ばならぬ段階にきています。いろいろなそういう
対外経済協力の問題が出てくる可能性があるわけ
でございますが、もちろん、日本の狂乱物価を克
服して、新しい経済の秩序が生まれる中から対外
的な経済援助のあり方という問題にも取り組まな
ければならぬのでありましようが、そういうよう
なものに対する今後の支出要因と申しますか、や
らなければならぬものが控へてい
るのに對し
て、大蔵大臣として全体をながめる中で、どうい
うような方針でいま懸案として残されてい
る問題
に取り組んでいかれるおつもりであるのか、明ら

かにしていただきたいと思ひます。
〇福田外務大臣 今後のわが国の国際収支を考
へてみますと、長期的には私は不安を感じてお
りませんけれども、当面、石油価格の値上がり、ま
た農産物、林産物、そういうその他の輸入価格の
値上がりといふことを考えますと、この二、三年
は非常に苦しい時期に當面するのじやあるまい
か。国際収支に不安が生ずるということになる
と、これはたいへん問題になつてくるわけであ
りますので、い
やしくも国際収支においてい
ささ
かの不安もないといふ姿勢を内外に對して確立
し、これを理解していただかなければならぬ、こ
ういふふう
に考へておるわけ
です。

国際収支当面の問題と申しますと、やはり長期資
本収支の改善という問題があらうと思ひます。
これは長期資本収支は百億ドル内外の赤字だ、こ
ういふ趨勢でござい
ます。これをどうして
も私は
四十九年度、この期間におきましては、まあ大体
赤字を一挙にといふことはできませんから、半分
くらいに減らしたい、こういうふう
に考へてお
るわけ
であります。また、昭和五十年
度において幾
ばくを減ら
しますか、いま考へておる最中
でござ
います。そして、国際収支の体制を磐石のかま
えとすといふこと
でござい
ますが、その長期資本
収支の中
での支払いの部分、つまり資本輸出、その
の部門におきましてはやはり民間の投資とい
うものにつ
きまして、いままで外貨減らしとい
うよ
うなこと、あるいは外国の土地をかうための投
資が行な
われるとかなんとかありましたが、そ
うい
うものにつ
きましては、これはもうそういう
ことはい
たさな
いといふ
ようにいた
しますと
か、仮
あるいは仮
需要その
他のもの
につ
きまして
も、仮
需要に基
づく投資
といふも
のにつ
きまして
はこれ
を抑制
いたしま
すが、政
府の担当
するいわ
ゆるODA
、この部
門におき
まして
も、ある
いは海外
のホテル
を建設す
るためへ
の投資で
あります
とか、
そうい
うよ
うな、わ
が国から
見ま
しても
そう外
国
として
重要な
事業とも
考へられ
ないとい
うよ
うな
ものにつ
きま
しては
極力これ
を抑制
する。しか

し、わが国の存立のために必要であるところの資
源投資、これにつ
きましては投資を
惜しむところ
があつて
はならぬ
。もちろん、これは厳
選しな
ければならぬとは考
へます
けれども、わが国の
資源政策上必要な投資とい
うもの
に對し
まして
は、これを
充足する
といふか
まを
とらな
ければ
ならぬ
。しかし、
そうで
ない、不
要不急と
認めら
れるよ
うなも
のにつ
きま
しては、
なるべ
く遠慮
して
いただ
くとい
うよ
うな考
え方
で臨
みたい
、か
よ
うに考
えて
お
り
ま
す。

〇村山(喜)委員 だから、国際収支の危機とい
うのは、政府の努力といふのですか、為替管理の強
化策、いまおし
やつたよ
うな形
の中
である
程度
のめど
がだ
んだん
につ
いて
きた、
そう
い
うよ
うに
私は
思
うし、
また
貿易
収支
の動
きを見
ま
して
も、
これは
経済
見通
しで計
画をし
てい
るも
のよ
りも
輸
出は
大
幅に
ふ
える
であ
らう、
そ
う
い
う
よ
うな
前
提
に
立
ちま
して、
大臣に
對
外
経
済
協
力
の
あ
り
方
に
つ
いて、
懸案
事項
で残
つて
お
る問
題に
これ
から
ど
う
い
う
よ
う
に
取
り
組
ん
で
い
か
れ
る
の
か
と
い
う
こ
と
を
お
聞
き
し
た
わ
け
で
す。
た
と
え
ば、
例
と
し
て
申
し
上
げ
ま
し
た
シ
ベ
リ
ア
開
発
の
問
題
等
に、
ど
う
い
う
形
で
取
り
組
ん
で
い
く
の
か
と
い
う
こ
と
の
説
明
を
願
ひ
た
い
と
い
う
質
問
を
し
た
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す
が、
そ
の
点
だ
け
承
り
ま
し
て、
時
間
が
参
り
ま
し
た
の
で
か
わ
り
ま
す。

〇福田外務大臣 約束をす
でにいたしたものは、
約束に違反することなく必ず実行したい、こ
ういふふう
に思ひ
ます。目下交渉中の案件につ
き
ましては、
ただいま
申し上げ
ましたよ
うな方
針で
対処
して
まい
りたい
、か
よ
うな
考
え
で
お
り
ま
す。
〇安倍委員 広沢直樹君。
〇広沢委員 それでは、短い時間ではありますが、
大蔵大臣にいま審議中の国際開発協会への加盟に
伴う措置、この問題について、二、三点所見を伺
つておきたいと思ひます。
もちろん、IDAに対する第四次の増資につ
いては、わが党としては基本的には反対ではありま
せん。賛成であります。むしろこういった国際協

調の確保ということは、今後ともはかつていかなければならない重大な問題ですが、しかし、そういう重要性を帯びているがゆえに、内容的にいろいろこれから吟味していく必要があるのではないかと、こういう観点から伺っておきたいと思うわけです。

まず第一点は、第二世銀の第四次増資については、昨年九月の世銀・IMF総会について激しい議論の末、閉会寸前でようやく実質的合意に達した。これは松川さんの報告の中にもそう書いてあるのですが、ちょうど九月の末ですから、その直後に石油問題が起っているわけですね。そこで、世界経済の運営等についていろいろ再検討しなければならぬだろうということで、ことしの一月の十七、十八日の両日だったと思いますが、大臣が出席された二十カ国の蔵相会議がローマでありました。そこでいわゆるオイルダラーの還流問題、リフロー問題が重要な議題として取り上げられております。こういったように経済が非常に流動的になり、構造が変改している状態の中では、今日まで考えてやってきた世銀あるいはIDA、第二世銀のこういう発展途上国における経済援助の基本的なあり方というものは、やはり再検討されるべき段階にきているのではないだろうか。いままでも先進工業国が国際収支においても黒字基調で、そして開発途上国に対する経済援助を進めてきた、こういうようなパターンであったわけでありまして、国際収支の構造的にも変化が来ているという状態の中で行なわれるということになれば、やはり基本的な経済援助のあり方も考え直す必要があるのではないか、こう思われる点が第一点であります。

それから第二点は、今度の一部改正ではこの第四次増資が必要であるという背景がある述べられておりますけれども、わが国の第三次増資までの出資合計は二億八千五百二十三万ドル、シェアにおいては五・五四％、今度の第四次増資については四億九千五百万ドルですから、一％のシェアになる、こういうふうに大きくなってきております。

す。そこで、IDAの資金は、その目的からするならば、今回の増資に限られるものではなくて今後も増大すると考えられるが、その点はどうなのか、それについてわが国の割合も比重が多くなってくると思われるけれども、その見通しについてはどう考えておられるか、大体その点からまず伺いたいと思います。

○福田国務大臣 先ほど申し上げましたように、日本の足取りと申しますか、経済の進み方につきましては、ちょうど過渡的段階にあるわけがございます。そういうようなことで、これから先の対外経済協力をどうするかというのをいま具体的に申し上げかねるわけなんです。私は、新しい経済体制のもとでは対外経済協力というものの扱い方はかなり変わってくるべきである、こういうふうに思います。つまり、量的にいままでの調子で対外経済協力を拡大していくということは、非常に困難になってくる。混乱前十五年間、一〇％以上の経済成長をした、こういうわが国といえますと、かなりの対外経済協力許容力があつたわけですが、これから先の日本経済はそういうわけにいかないですから、かなり低目の成長になる。そうすると、それにつれて対外経済協力の量というものが、いままでのようにやっていくわけにはいきません。ただし、その中におきましても、協力の質の面で、どうも日本は経済協力はしてこれるけれども条件がきびしいとか、あるいはどうも自国本位の立場でわが国の立場をあまり考慮してくれないとか、いろいろな苦情もまた聞くわけでありまして。そういう点を考慮いたしまして、私は、質的な側面において改善強化するという方向へこれからの対外経済協力を進めていかなければならない、さように考えます。

それから第二の、第二世銀に対してこれからどういうふうな援助をするか、協力をするか、こういう問題ですが、これは当面の問題と将来の問題があると思うのです。当面は、日本といたしましても、苦勞をしてもODAを強化するために格別の配慮をするということではなかならぬと思う

のです。いまわが国の外貨事情からいいますと非常に苦しい立場であります。そう多額の協力はできないという立場でございますけれども、第二世銀の融資対象となる発展途上国というのは、これはオイルショックの影響で非常に困窮の状態にあります。そういう際でありますので、わが国といたしましては、それらの事情も考慮いたしまして、苦しい中ではありますけれども、できる限りの援助をしなければならぬ、そういう立場に置かれておると思います。

しかし、長期の問題となりますと、わが国の経済成長自体が鈍化する、そういう傾向でありますので、そのわが国の力とそういうものと見合いながらの協力体制ということになるであろう、こういうふうにも思うのです。今日までは、わが国はかなり急速にこの協力度を増してまいりましたけれども、今後長い先々のことを考えますと、そういう速度で協力の量をふやしていくということとはなかなかむずかしいのではないかと。しかし、当面、世界のおくれた国々、そういう国々は非常に混乱の状態でありまして、わが国としても全力を尽くしてこれらの方々に対する協力の手を差し伸べるべき立場にある、さような見解でございます。

○広沢委員 大体わかりましたが、しかし、このIDAの目的からいいますと、いまの国際情勢の中では、当然、開発途上国に対して相当の援助をしていかなければならない。三機関あるわけでありまして、IDAについては、これは特に世銀だとかあるいは国際金融公社とかの対象にならない分をまかなうわけですが、しかしどの程度の資金量といえますか、そういうめどというものが必要なのではないだろうかと思ふのです。ただ第一次、第二次、第三次と増資をしてきて、第四次になつて、今度もたいへんだということではいろいろ議論がある。そしてやるときまる。しかし、世銀総裁の演説なんかも読ましていただいたのですが、それによりまして、今後まだ相当そのウェイトは高くなつていかざるを得ないということ

言っておられる。事実、現状からしてもそうでしょう。そうなつてくると、不足してきたから増資をする、そしてそのつどいわゆる一部国に相談をするというような形では、この趣旨からいって、援助を受けるほうもあるいは援助をするほうも、どちらにも目標が明確じゃありませんので、これは問題じゃないだろうかと思ふのです。

いま、量的に援助することから質的な援助と申されましたけれども、やはりそれは確かに必要なことでありまして、GNPを基準として量的に推しはかつてきた援助のあり方を、今度は社会的ないろいろな分野に当てはめて質的にその状況を見ていかなければならない、こういう問題が指摘されてくるのは当然のことだろうと思いますが、いま言うように、IDAというものの使命の上から考えてどれだけの資金というものを用意し、それによつてどれだけの開発効率というものをあげていくのか、こういう算定がないと、いま言ったように、出すほうも援助を受けるほうもいろいろ問題があるのではないかと。いわんや援助を受ける側に立つてみれば、こういうIDAの性格や目的から考えて、基準も非常に緩和された基準でありまして、長期にわたつておられますし、また債務、これも受けた国によつてはものすごく今後ふえていくわけですね。ですから、そういうようなことを勘案していかなければ、やはりそのつどそのつど問題になつて、こういう重要な機関であり重要な使命を持ったものが、スムーズにいかないのではないかというのを懸念するわけでありまして、その点についてどうお考えになるでしょうか。

○福田国務大臣 いまわが国も非常に混乱、激動期であり、かつ国の歩むべき方向といたしましては、ちょうど過渡期にある。わが国ばかりでなく、世界全体としてもまたそういう状態の時期であります。

そこで、今回の第二世銀に対する資金供与、これはこ二、三年の間の必要資金を充当する、こういうことなんです。ですけれども、おそらくこの世界的な混乱、その最中においてはちろんで

ございますが、その後におきましても、経済協力を受ける国々の需要というものはますます大きくなってくるのではないかと、そういうふうに思っています。しかし、今日これだけの大混乱のあと、数年先、ずっと長い間の需要というものを測定するということはとても困難でございます。またわが国といたしまして、そう長い先の、一体、第二世銀に対する協力ワークをどうするかということも測定したい、そういう状態でありまして、当面は当面ということと、今回この二、三年の間の需要ということとをひとつ御審議願いたい、こういうことをお願いしているわけでありまして。

経済混乱が収拾できた、その後におきましては、先々の経済協力をどういうふうにしていくか、ボリニームにおいても質の面におきましてもいろいろ考えて長期展望を得たい、かように考えております。

○広沢委員 おっしゃることはわかるのですが、長期展望は非常にむずかしい。ただし、私は援助していくには、いままでの経済援助の反省とか、それはやはり援助をされた国も援助をする国もともにそこに効率というものの、効果というものを考えなければ、そこに一つの大きな問題が残されてくると思うわけです。ですから、今回の措置は確かに三年間を一つのめどにした措置にはかなりありません。ですから、これをしなくていいというわけではない。現状は非常にきびしい問題がありますから、当然これは行なわなければならないと私も思います。しかし、それはそれとして、いま申し上げているように、やはりその効果というものをできるだけ推しはかかって、その上においてどれだけの面をどうアップしていくかという見地に立つて、どれだけの資金量が必要。ですから、第一次にはこれだけ、第二次にはこれだけ、第三次にはこれだけ、やはり一つのめどというものがあつてこそ初めて——それはあり余つて持てる国であるならば、それはそれでいいのではありませんか、それぞれ国内的にもいろいろな問題がありますが、しかし、それを乗り越えて、会議の中で問

題になつておりましたように、絶対的貧困と相対的貧困に分けて、絶対的貧困はいま何としてもそれを救わなければならない、議論の段階よりも現実の目でそれを見たほうが、そのことがわかつてもらえるのではないかと、そういう切実な話も出ておつたようでありまして、そういう問題に対して、いつまでもそうであるからというわけにいきませんので、やはりめどというものがどうしても必要じゃないか。

それについて、わが国も総務国でありますから、当然それに対しての意見も持たなければならぬし、またそのシェアがわが国にどのくらい高くなつてきているという段階においては、なおさらのこと、そういう一つのめどに基づいた投資あるいは開発援助、こういうことがなされなければならぬのではないかと、そういうのが、そういう意味合いで、特に今日のように高度化された国際社会においては、政治的にせよ、経済的にせよ、文化、教育、あらゆる面で非常に連帯感を強く持つてきているわけですから、この「経済協力の現状と問題点」の中にも、確かに人類運命共同体といふべきか、そういう認識の上に立つてこれからの開発援助というものを考えていかなければならぬということが指摘されておる。まさしくそのとおりであると思うのです。そういう見地から考えていくならば、当然そのバランスのとれたあり方まで持つていこうというこの援助のあり方の基本には、やはりそれだけの一つのめどというものを描かれた、そして、それに対する需要というものを考えた、そしてそれから割り出してきたという形がなければならぬと思う。

確かに、このIDAが三十五年に発足したときの状態は、そこまで研究がいらないで、とにかく現状を何とかしなければならぬという趣旨から生まれたかもしれません。しかし、今日、約十年になんかとしていくわけですから、世界のいろいろな情勢の中からそれを割り出すぐらゐの考え方はあつてもいいじゃないかと思うのですが、その点もう一度お伺いしておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 第二世銀は特定の国々に対して融資する機関でございますから、個々の融資を執行するということにあたりましては、その国がこの融資によつてどういう国づくりのための効果を上げているかというところは、当然、研究調査し、その調査の結果に従つてそれを実行する、こういうことになつておると思ひます。これに融資を行なう機関として当然のことです。同時に、その融資がいかなる効果をあげたかということにつきましても常に心する、これも当然のことだ、こういうふうにも思ひますが、ただいま御指摘の点はまことにごもっともな点でありますので、総務国の一員といたしまして、その点につきましては常に強調してまいりたい、かように存じます。

○広沢委員 終わります。

○安倍委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 二、三の問題についてお伺いをいたしますが、最初に韓国に対する援助の問題について、政府では近々その効果を測定するために民間に委嘱をして調査団を派遣しようというふうな考えがあると承つておるわけですが、これはたしてそういう調査団派遣のプランがあるのかどうか。また、その場合にはやはり経済的效果以外に政治的な問題が重要でございますから、それ以外

の効果についても見なければならぬと思ひますけれども、どうであらうか。また、そういう計画が外務省のイニシアのもとに行なわれるのかあるいは大蔵省のイニシアのもとに行なわれるのであるか、そういう点についてちょっとお伺いしたいと思ひます。

○福田国務大臣 そのような話を伺つております。まあ詳しいことはまだ話がありませんけれども、民間の方々には依頼いたしまして、韓国の経済状態は一体どうであらうか、また、わが国が供与したのもろもろの経済協力、そういうものがどういう効果をあげているだろうか、そのようなことが目的だというふうに承つております。詳細は、まだ具体的な話は承つておりません。

○竹本委員 金大中さんの書物なんかを見ます

と、あの人は野党側でございますから、経済援助についても別の角度でいろいろ問題を見ておる。願わくは、要望でございますけれども、政治的ないろいろの側面を調査するように期待をいたしたいと思ひますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

それから第二の問題は、いまも御議論がございましたけれども、大体、わが国の海外経済協力については五年に一回ぐらゐの割合で調査団等を出してレポート等も発表しておられるということになつておるのに何つておるわけでございますけれども、やはり調査はよほど正確にいろいろデータを分析してもらつて、これをフィードバックして、次の経済協力の一つの積み重ねをしなければならぬと思うのでございますけれども、ただ思ひつきでそういう調査団を出すということではなくて、制度としてちゃんと経済効果、政治的效果等も見られるようにしなければならぬのではないかと。ときどきやってみるということではなくて、制度的にシステムとしてそういうことを考えておられるかという点が一つ。

それからもう一つは、大体、援助、協力というものはもちろん緊急の必要に応じて政府で考えたいだいておると思ひますけれども、もう少したとえばアジアならアジアの全体的な計画というものがある、それを五カ年計画なら五カ年計画で消化していく、こういうふうにならなければならぬのではないかと。今度の場合も第四次の増資でございますけれども、第何次、第何次と次々に継ぎ足していくということではなくて、初めから東南アジアなら東南アジアの総合開発計画といったようなものを、なかなかむずかしい条件もありますけれども、一応立てられて、それを次々に消化していく、こういうふうにならぬと、ある場合には重複したり、ある場合には押しつけがましい国が勝つたりして、全体的な効率を妨げるのではないかと、思ひますけれども、そういう点については大臣のお考えはどうですか。

○福田国務大臣 お考えとしては私はそういうふ

うに思います。ただ、定期的にというふうなことをきめて、それに間違いなくやっていくというのあまり機械的に過ぎるのじゃないか。やはり緩急の順序というものがそのときそのときの状況によっておのずから違ってくるということもありましようから、年次をきめてどうこうということとは実際のじゃないのじゃないかと思えますけれども、これはもう常に対外経済協力につきましましてはその効果をフォローいたしまして、そして次の協力の重要な参考資料に資する、こういうことはぜひやってみたい、かように考えております。

○竹本委員 局長がおられますからちよつと伺いますが、国連で、先進工業国としては後進国の開発援助についてはこういう目標がなければならぬという一応の目標設定をしているように伺っておりますので、それ、そうであるか。

それから、日本の援助、協力についても、突然でございましてあらでいいですけれども、いま私が言うのは、経済的效果のほか政治的效果も考えろということだけでなく、次々継ぎ足すのではなくて、初めに総合開発計画なり総合開発援助計画というものがあつてはいいか。日本としての役割りほどの程度のものであるか、どこまでいけるものであるかといったような、個々の努力のほかに総論がなければならぬではないかと言つておるのですけれども、どうですか。

○松川政府委員 ただいま竹本先生御指摘のように、援助のフィロソフィーそのものを国連のほうで採択したということは、私、ちよつといまのところ思い当たりがございせん。ただ先生御案内のとおり、たとえばUNCTADと称されております国連の貿易開発会議であるとか、あるいは国連の開発戦略の目標であるとか、そういうことで、受け入れ国のほうの開発のためにはかくかくのことが必要であるというもう少し具体的なところのものにつきましては各種の決議があり、その中で、それぞれ前文その他でうたわれております。そのほか、これは国連そのものではございせんが、御審議いただいております国際開発協

会の協定の前文そのものに、先日朗読いたしました、先進国と後進国の間ではこういうことが大事なんだということがうたわれております。

○竹本委員 大臣、私が言つてゐるのは、いままでの援助というものはGNPの1%とか、政府が7%とか、あるいは援助の条件はこういうふうな緩和しろとか、ある意味において経済事務官的な感覚で議論をしております。それ以外にまったく大きなステーツマンシップが必要ではないか。こういうようなところまで後進国の開発を援助してやるのだ、それで第一次の援助ではこまめに、今回千三百億円の増資をやる、日本も協力する、その結果はこまめに、こういう政治的総論が要るではないかというふうな点を私は言つてゐるわけですが、いままでの何だか数字ばかりを言つて—それは〇・五より1%のほうが多いということもわかりますけれども、何のためにやるか、どれだけの効果があるかということについては、もう少し政治計画といひますか、政治的な見識といひますかの要るのではないかと、こういう点を言つておるのですが、いかがですか。

○福田政府委員 それはお話しのとおりだと思つてゐます。いま論ぜられてゐるのは、どつちかという経済協力の量的側面だと思つてゐますが、この問題にはやはりもう少し高次元の考え方、そういうものが必要であらう、こういうふうな思ひます。IMFにいたしまして、あるいは世銀にいたしまして、第二世銀にいたしまして、それは世界経済を一体どうするのだ、そういうことは常に議論をして、また年次の総会等におきましては、当局はその考え方を発表いたしておるわけでありすが、そういう方面につきましても、この上とも私どもも配慮をしてみたい、かように存じます。

○竹本委員 次は、ちよつと問題を離れまして恐縮ですけれども、一般質問をきょうはやめますのであわせて伺いますけれども、この間からいろいろ議論がはなして、外務省の役人さんが前の半分以上しかない、三千人ぐらゐいしかないとか、ある

いはドイツやその他の国に比べても少ない。イギリスは一万一千人からおるといふので、非常に少ない。確かに予算の面でもあるいは職員の人数の面でも、日本の外務省のあり方が少し弱い。それで、経済外交だけではなくて、いろいろな面で差がついて出てくるだろうということもよくわかるので、すなわち、外務省の悪口を言うわけではありせんけれども、私は率直に言つて、日本の外務省というよりも外交官のあり方というもののについて一度検討しなければ、人数を五千人にする、一万人にするという問題の以前に、重大な問題がありはしないかということを感じておるので

す。言にくいことですけれども率直に申し上げますと、たとえばアメリカの問題について言うならば、NHKのアメリカ特派員をしてつた日高という人が「アメリカを知らない日本人」という本を書いておる。日本はアメリカにはめくらのパイロットを置いておるといふので、めくら、目が見えない、めくらのパイロットを置いておるといふようなことを述べておるようであります。めくらかどうかは一応別として、たとえば沖繩の返還交渉にしても、あるいは繊維交渉の問題にしても、われわれが聞いてゐるところの外務省の情報あるいは駐米大使の意見といふものは、当たつた場合よりも極端に言へば当たらない場合のほうが多いかもしれぬ。非常に情報の把握が不正確である。私は、これは愛知外務大臣のころでありましたが、予算委員会においてもその点を指摘したのですけれども、結局、情報といふものは必ず二つ入ってくるというのです。AとB、まるきり逆な情報が入ってくる。それをどう理解するかというところは、受け取る人の頭の程度、あるいは見識の程度によって違ふと思うのです。だから、問題は、その見識の問題、ステーツマンシップの問題になると思うのですけれども、どうも外務省のそれは逆の情報が多いような気がする。

いま言った繊維の場合でも、沖繩返還の場合でも、全くできないようなことを言つたが、結果に

おいてできた。たとえば核抜き早期返還というのは絶対だめだといふ情報のほうが新聞でもたくさん流れました。われわれはそういうことを言つてゐるものだから、特にそれを敏感に受け取つて勉強しておりましたけれども、結果はそうならつた。そうすると、初めの情報といふものは、初めからでたらめであつたとは申しせんけれども、間違つておつたことは事実だ。結局、その段階その段階に応じて適確に情報を判断するといふ頭といひますか、センスといひますか、欠けておるのじゃないかといふことをよくは非常に痛感をするんです。でありますから、二千九百人を五千人にすることも必要でしょうけれども、その前にもっと大事な問題があるといふことを、これは特に大蔵省の立場からは考えてもらつて、その上で人をふやしてもらうということにしたいと思つてゐ

す。さらに、アメリカの問題だけでなく、私が歩いた例も一つ申し上げますが、経済問題でいいますと、たとえばロッテルダムに参りました。この場合にはヨーロッパの港だとかなんとかいふことで、あそこは各国がみな出ております。大臣も御承知のように、日本の企業だけは全然出ていないのです。全然出ていない。そこで、私は、日本がECと経済的に大いに協力をしたいところとか、あるいはヨーロッパに向けてアメリカで押えられた輸出を今度は振り向けていこうとか、エコノミックアニマルの問題は別として、欧州市場が大事であることは間違いない。その欧州市場に対してオイロポルトといわれる、ヨーロッパの港といわれるその港がどの程度の重要性を持つかといふことは、少し経済の重要性のわかる人ならすぐわかる話です。そこで、ここに日本の関係会社が一つもないといふことはどういふ意味かと言つて、私はいろいろ聞いてみましたけれども、初めは一つぐらい会社が出てこようというふうなことであつたけれども、そのうちさたやみになりました。たといふのが報告です。しかし、私は、この大事な港に全然一石も打ち込んでいないといふこと

はおかしい。現に外国はみんな手を打っておる。日本だけがぼんやりしておったことじゃないかということを言った記憶があるのです。

そういう意味で、やはりほんとうに生きた経済戦略、そういうものがわかる人が大使館にも一人ぐらいいないかと、結局、こんなところへ港ができます、その港がどの程度のウエイトを持つものか、あるいはヨーロッパの経済に対してどれだけの影響力を持つものかということについての十分な解説がなければ、商社は商社でいろいろやるのでしようけれども、日本の会社もチャンスを見のがすような場合も多いだろう。悪口じゃありませんが、田中さんもシンガポールへ行かれたときは、そのオロポルトが世界一の大きな港になっていたというところは何か記憶になかったらしくて、外務省の事務官から注意されたというのがゴシップ欄に出ておりました。

要するに、日本の会社、あるいはわれわれ政治家も、とにかく世界経済の生きた動きを常に適確につかんでいなければならぬのに、政治家をはじめ、いろいろわれわれがミステイクが多いじゃないか。特に現地におる人はそのために困るのですから、外交官が適確につかまなければいかぬじゃないか。これは経済問題ですね。

それからもう一つ、これはいまのアメリカの問題でもそうだけれども、これからの問題は経済のための経済問題というものはありませんので、一つは思想の問題について理解のある人がいなければ困ると思うのです。その例としては、私はタンザニアにアフリカに参りまして行ったことがありますが、あれども、あそこは、御承知のように、中国が非常に積極的な努力をしておる。事の起ころい何かといえ、タンザニア鉄道なんです。四億ドルの経済援助の問題なんです。そのときに資本主義国にいろいろ働きかけたのだそうだけれども、あんな山の中に二千キロかの鉄道をつくってみたいところでペイしないということで、みんな断わった。ソビエトまで断わった。そのときに中国がよろしいということで引き受けて、タ

ンザニアに鉄道をつくった。そのタンザニア鉄道が取り持つ縁で、あそこは紡績工場も農事試験場も分校をつくることまで全部中国がやっている。さらに教育も全部、私は学校にも行ってみましたけれども、共産主義教育になっている。

さらに言うならば、台湾を国連から追放して中国を加盟させるかさせないかという問題のときに、政府のお見通しではあまり当たらなかったと思うのですけれども、私はアフリカから帰ってきたら、中国代表の隣だったと思うのですが、タンザニアの人がおるといふことを聞いて、アフリカの五十五票か五十票かは別として、大きなまとまりたものがタンザニアが中国の隣にすわっているようでは相当大きく動いているなというところを直観しましたよ。だから、百三、四十票のところでも五十票もまとまって動けば、中国のほうが加盟の問題について非常に有利な票数を持つてはいないかというところを直観いたしました。

そういう経過のこまかいことは別といたしまして、とにかくアフリカについてわれわれ自身も不勉強で、あまり理解や知識がないのですけれども、しかし、将来の世界政治の中でアフリカの五十票の票というものがどんなに大きな役割を持つつかというところについては、政治家として常に計算の中に入れておかなければいかぬ。いまはドルの情勢も少し変わりましたけれども、一時はドルをもてあまして困ったこともあるのですから、四億ドルなんというのは問題じゃないです。しかも、大部分は現物出資だ。そういう際に、どれだけの情報の情報が入って来るか。外務省はそれをどこまでとらえておるかというところはあためてまた議論もしたいと思うのですけれども、私が言いたいことは、タンザニアの問題一つ考えてみても、新しい思想の動きというもののついて適応性がない。ロッテルダムの問題を一つ考えてみても、ヨーロッパの生きた経済戦略についての理解がない。アメリカの情報の送ってこられたものを見ても、アメリカの動きというものの根

底を掘り下げた見識のある見方というものが無い。そういうふうに、外務省攻撃をやる意思はありませんけれども、日本の外交には一番大事なセリが、思想的にも経済的にもないのじゃないか、あるいは足りないのじゃないか、そういう問題も考慮した上で、外交機能の充実とか職員を増加とかいうことを考えてもらいたい。大臣のお考えを承って質問を終わります。

○福田国務大臣 あまり外務省のことに立ち入って話をしますと、またいろいろむずかしいことになりましてから差し控えて、とにかく海外経済協力、こういうことを一つ取り上げてみても、これはただ単に金を出すということだけで終わるものじゃないのです。その相手国の社会をどういうふうにしてよくしてやるかという基本的な考え方、こういうことが大事ではなからうか。とにかく、わが国は、世界の中で孤立していくわけにはまいりません。やはり国際連帯社会の中でわが国は生きていくほかはないのでありますから、そういう気持ちを持ちまして万遺憾なき外交政策を展開してもらい、その一環としての経済協力の実をあげる、こういうふうにいいたしたいと、考えております。

○竹本委員 終わります。

○安倍委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○安倍委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○安倍委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○安倍委員長 本会議散会後再開することとし、この際、暫次休憩いたします。

午後一時三十三分休憩

午後四時七分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。村山喜一君。

○村山(喜)委員 けさ三公社五現業の賃金改定の問題について関係協が開かれて、田中総理も出席をして有額回答についての政府の最終方針を出すのだということが記事に出ておりましたが、大蔵大臣も御出席になったのだらうと思いますが、そこではそういう方向が確定を見たわけでございますか。

○福田国務大臣 本日の労働関係閣僚会議におきましては、人事院の勧告について報告がありまして、その報告を尊重するということを決めたことが第一。第二は、春闘に対処します。対処方針というのについて懸念したのですが、きまつたことは、有額回答を行なり、こういうことでございます。その時期及び内容につきましては追って決定する、かようなことであります。

○村山(喜)委員 その内容の問題等は追って決定

をするということでございますので、ここでは触れませんが、私はこの際、政府関係機関の特殊法人の労働基本権の問題、いわゆる三公社五現業以外の公社、公団等百十二の特殊法人がございす。その中で、労働組合法の適用対象の法人数が百九あるわけですが、この関係の職員が、御承知のように、春闘を目ざしまして理事者側といろいと協議を重ねながら、なおストライキという手段に訴えまして、これは合法的にできるわけでございますので、三月の一日、それから二十日、二十六日、四月の三日、四月の五日というような形で、また四月の十一日からストライキをかねて、とにかくわれわれにも有額回答をしてもらいたいという形で要求を続けてきているわけでありす。ところが、六年間理事者側のほうからはゼロ回答、こういう状態が続いているわけでありす。

そもそもこの問題を考えてまいりますと、この特殊法人というのは、本来ならば行政がやらなければならぬけれども、官庁組織の中でやれば非常な効率もよくないというところで、それぞれ企業の状態をとったそういう特殊法人にして、その中で運営の効率的な措置を講ずることによって業績をあげようということから幾多の法人が生まれてきたと思ふのであります。そういう中から、これは当然労働法上の権限というものが憲法上保障されて、しかも、その法律の上においても保障をされておる。ところが、予算制度上の制約がありまして、今日までそういうような有額回答が出し得ないという状態にあります。ことはどうかというところでいろいろ聞いてみると、この法人関係のいわゆる経営者団体といふことが政府関係特殊法人連絡会議、政法連と呼んでいるようございす。この団体のほうでは今度は何とかしてやりたいというところで、大蔵省のほうに早く決定ができるような措置をとってもらいたいというところで要請をしているようございす。大臣はそういうようなことについてお聞きになっておいで

になりましようか。

○福田国務大臣 政府関係機関は厳重な予算制度の枠内にあるわけでありまして、そういう意味合いから、これはなかなか軽々に動きがたい、こういう立場にあるわけですが、もとより団体交渉をすることができない、こういう立場じゃありませんけれども、しかし、それにいたしまして、きような予算等の制約がある、こういう立場にありすので、実際問題とすると労使関係というものはその自由な動きがたい、こういう立場にあるわけでありまして、今日のこの法制下におきましてはやむを得ざるころである、かように考えております。

○村山(喜)委員 それで、役職員の給与についてはその主務大臣の承認を得なければならぬ、その場合に主務大臣は大蔵省と協議しなければならぬ、こういうことになっているようございす。そういうような内容の中で、いわゆる当事者能力というものがこの事業主体の特殊法人の場合には与えられていない、そこで、決定権がない。しかし、団体交渉権等は与えられておる。そうすると、片一方、国会の承認案件というのは公庫関係では九公庫と二銀行がその対象になっているけれども、そのほかは国会の承認を予算の上において与えなければならぬという制約はない。したがって、そういうような公庫以外の公団等が八十六あるようでありまして、そういうような形の中で、一体だれがその責任者なのか、だれが当事者能力を持っているのかという状態の中にあります。片一方、三公社の場合はストライキ権を与えられていないけれども、事実上は先ほどお話がありましてよう有額回答をしようじゃないか、予算執行上の問題等もあるにもかかわらず、これらの社会的にも大きな影響をもたらすから、このものについては有額回答だ。こちらのほうは労働法上の権利は与えてあるけれども、幾らストライキを打っても回答はよこさないという仕組みになっている。きわめて不自然な姿だと思ふに

○福田国務大臣 これは政府関係機関が中間的な性格を持つておる、つまり政府職員でありますれば、これは人事院勧告という制度があるわけなんです。ところが、政府関係機関につきましてはそういう制度がない。それにかわるような仕組みをいたしまして主務官庁がありまして、それが大蔵大臣に相談をする、こういうことになっている。つまり、現行の制度上は労働権はある、しかしながら実際はそれが非常に行使しにくい、こういう状態になっておる。制度を変えればこれは格別です。人事院みたいなものをつくるか、そういうことになれば格別でありますけれども、現在の制度とするとそういうことになっておる、かように御理解願います。

○村山(喜)委員 労働三権は保障されておる、にもかかわらず、相手が当事者能力が与えられていない。そこで、この問題を解決するためにはストライキをやらせておけばいいじゃないかということじゃないかと思ふのです。今度は七十二時間やるといふのです。そういうような状態の中でこれを放置すべきではないと私は考えるのです。これが、そういうような場合を求めている場合には、それに対して大蔵大臣が承諾を与えるという形になっておりますので、何といつても大蔵大臣は福田大蔵大臣にあるというふうな受け取らなければならぬと思ふのです。ですから、私は、この不自然な状態を解消していく努力というものは前向きにされる必要があるのではないかと思ふのです。が、そういうふうな積極的なお答えになるお気持ちはございませんでしようか。

○福田国務大臣 どうも現行の制度からいふとなかなかむずかしい問題だと思ひます。私もいろいろ考えてみますけれども、どうも運用で同意ということはできない。主務大臣が協議をしていく、それに対してどういふ応答をするかというものが大蔵大臣とすると精一ぱいの措置じゃないか、そういうふうに思ふのです。制度論としてどういふことにしますか、第二人事院というふうなこともまでも考えるどうかいろいろあると思ひます。思

いますけれども、現行の制度からいふと、どうも裁量の幅というものが狭い制度になっておる、こういうふうな思ふわけでありまして、しかし、まあ何とかして、いまでもそれで動いてきた、これからは意は用いますけれども、制度論に入る以外に、行政上の幅の中で解決するというのはなかなかむずかしいんじゃないか、そんな感じがいたします。

○村山(喜)委員 押し問答をやっておてもいいかぬわけですが、民間の春闘の結果が近いうちにほとんど繰が出てきまう。それから、公共企業体の場合も一つの調停等が出されてくる、そうなりますと、大体春闘の相場というものが確定をする。これを受けて人事院が勧告をするという形になる。ところが、それが出た段階で、人事院の勧告まで待たないでも、公共企業体の問題についての調停案等が出た段階で、私はやはり主務大臣が、その特殊法人の理事者に、その時点においてはもう予算も決定をしているわけですから、その範囲の中で有額回答ができる措置をするということが現実の運営の中でもできるんじゃないだろうか、そういうふうに考えるのですが、やはり人事院勧告が出される、そういう時点まで待たなければこの問題の解決はできないというふうにかたくなにお考えでしようか。

○福田国務大臣 どうも政府関係機関というものの性格が問題だらう、こういうふうな思ふのです。これはとにかく準政府職員ですね。そういう性格を持つておる。その方々の給与をどうするか、こういう問題です。政府職員のほうは、人事院という制度があるわけなんです。それに準ずる政府関係機関の給与をどうするか、こういう問題ですから、いまの制度からすると、主務大臣が大蔵大臣に協議をしていく、その協議を受けて大蔵大臣が諸般の事情を考慮して適正な回答をする、こういうことなんです。それで大体動くんじゃないか、そういうふうに思ひます。

ただ、村山さんがおっしゃるようないろいろ問題がないとは私は言いません。ですから、そうい

う制度論としては問題を提起する、こういうことはできると思ひますけれども、現行の制度の中で、その運用でこの問題を解決しよう、これはなかなかむずかしいんじゃないか、そういうふうに思ひます。

○村山(喜)委員 この問題はずっと今日まで続いてきた、理事者側にとつてもたいへんな悩みなんです。また、そういうところで働いている労働者は、基本的な労働三権は認められながらも公務員に準ずるものという形で処理をされてきていることに對して、非常に不満を持っています。その不満の中から、ストライキに訴えてでも自分たちの要求を取ろうというところでやっている。今度七十二時間も連続したストライキを打てば、それだけ業務が停滯することは事実であります。それは好ましいことではない。

とするならば、やはり春闘の相場が出、公共企業体の給与が大体出そろふならば、そのあたりに對して理事者側が、内々それは主務大臣と相談をしてもいいでしょうが、その段階で自分たちの線ではこの程度はできる、そしてまた、人事院勧告がありましてその中で公務員の給与改定の問題が出ましようから、二段がまえの措置でやるといふ方式でも考えてもらわなければ、現実には毎日交渉をしている職員と理事者側の間では、話がどんなに詰めてみても詰まらない。これでは憲法上保障された労働基本権が現実に行便をされない、ということになると、まさに制度が違法な措置をとっているというふうに私には思われてならないのであります。そういうような働く立場から法律というものを考えて、制度というものを運営していく、そしてこの春闘の問題は同時解決を目ざしていく、私はこれが今日の近代的な労使関係の確立ではなかろうかと思ひますが、再度その点についてお尋ねをしたいと思います。

○福田(憲)大臣 政府職員には人事院制度があるんです。これで円滑に動いておる。政府関係職員は準政府職員というような性格を持つておるのですから、この政府職員の給与とかけ離れた解決と

いうのはなかなかむずかしいのじゃないか、そういうふうな思ひます。

實際問題として、人事院勧告が出る、それで政府職員の給与がきまる。その前にこの政府関連職員のほうがきまりまして、その人事院勧告との調整を一体どうするのか、こういう問題も残りましてね。そういうことで、まあ現行の制度とすると、どうも運用でこの問題を改善するという道はないのじゃないか、私はそんな感じがします。

○村山(喜)委員 時間がありませんで何でですか、これは予算総則の中にみだりにこういうようなことをしてはならないという規定があるだけで、その給与については許認可事項になつていてわけですが、許認可事項ということは法的な制約事項の中に入るのでしょうか、内示の行為が内示をするという制度をとっているわけですが、内示の行為は法律上の制約ではないのだ、こういうようなことが言われて今日までできているわけですね。これは去年の四月三日の社会労働委員会における山本政弘君の質問に對しても、労働省も大蔵省もそういうふうに答えております。したがっていまして、私はこのやり方は内示という形の中で処理をする方式をとっていくならば、いま言われたように、制度上非常に困難であるという大臣の答弁であります。もつと前向きな形で何らかの対策ができるのではなかろうかと考えるのです。それで、大臣がこれらの問題をもつと前向きに処理ができるようにひとつ検討をお願いしたいと思ひますが、最後の質問でございしますが、それらの面について検討していただく御意思があるかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○福田(憲)大臣 内示制度について検討するか、こういうお話ですが、これはその問題に直接そうしましようというお答えをすることはむずかしいのです。しかし、当事者能力を運用上——非常に幅の狭い問題と思ひますけれども、どういふふう

に広げていくか、こういうことについてはひとつ前向きに検討いたしましよう。

○村山(喜)委員 では終わります。

○安倍委員長 山田趾目君。

○山田(趾)委員 大臣、だいたい厳然としてきつたあるように思ひますが、いよいよきつた五日です。政府のほうも昨日あたりから、何とかして春闘のゼネストと呼ばれるような大がかりな闘争については一刻も早くやめてほしい、終息をしてほしいというところで、いろいろと問題点の整理に当たられておるようですけれども、私も過去何回かこういう場面を育てる方向で仕事をしました。陸海空が一斉にとまるし、電話、郵便もとまるし、基幹産業といわれる民間産業もストライキに入る、こうしたことが一応ゼネストと呼ばれておるのですけれども、世界にはとまってきたまやられておりますが、日本では実は初めてであります。昭和二十一年に計画をされたことがありました。

今日このような異常事態というものが起こつてきました大きな原因、主因と申しますか、それは今日の狂乱物価といわれる異常なインフレの傾向の中で起つてきたわけですね。だから、私は、こういう事態に對処していくのに、政府というものが無関係だといふ顔もしてはならないし、もちろん、それによつて国民大衆の受ける影響というものが大きくあるわけですから、無関心であつてはならぬ、このように思ひます。そういう意味から、きのう、きょうと、けさ朝早くから給与関係協議会をお開きになりました、何らかの方向を、大綱をおきめになったものと思ひます。それがいま村山委員の質問に答えての身中であつたと思ひますが、私は問題が問題でありますから非常に慎重な態度をおとりにすることはわかりましようけれども、ものごとに取り組んでいく真剣さ、こういうものが過去の政府のとり来られた中には、私は、私はどうも不足をしいたような気がいたします。

けれども、ゼネストの規模になつてくる労働争議というものは、それにはそれにふさわしい原因がある。その原因が今回の異常な物価高騰、インフレの状態の中で起つてきたことは、これはもう否定できないのですから、そういう面から考えていけば、政府の側にもつと真剣な、積極的な対応策というものが立てられてしるべきではあるまいか。もちろんその立場にお立ちになつて、きのう、きょう早朝から議論をなさつておるのだと思ひますけれども、皆さんの胸の内にはそういうものが去来をしておるということだけでは、私は対応策として万全だとは思ひません。やはり具体策をお立てになつたら、それがこのゼネストを少しでも鎮静化させていく有効なものだといふふうに思ひましたら、私は大胆率直に外に向けてものをおっしゃるということが必要だと思ひます。

しかし、きょうは四月五日ですからまだその時期じゃない、時期来たりなばそれは言うよとおっしゃるかも知れませんが、この大蔵委員会は特に財政の支出に関する部分については主の委員会でございますから、ここで大臣の話も聞きたいし、質問もしたいのですが、実はきょうしかなければ、九日、十日は参議院の予算総括で大臣はおられましようし、私たちが参議院に入つてお聞きするわけにもいかないし、だからきょうお聞きする、ここに若干時間的なズレというものがあつた。あります。そういう事情にこの大蔵委員会はあるのだということを踏まえていただいて、大臣として、この時期じゃまだ少し早いと思ひます。これはもうお話ししたくない。それは前ことをつけてもらつてけつこうですか、お伺ひしたい、こういう気持ちでいるわけですね。

そういうことで、ひとつこれから話を伺うわけですが、いま村山さんのお尋ねしておりました三公社五現業に有額回答を出す、その大綱はどうやらおきめになつたやうだと思ひます。ところが、いろいろと私たちが集める情報というものは、不

正確のものであらうかと思うのですけれども、新聞を見たり聞いたりすると、私鉄の第一回答がきょう午後出るというふうに見ておったのです。若干もつれてしまつて今晩のようです。私鉄の第一回答は、私鉄自体の経営が運賃値上げが抑制されておりますから、なかなかむずかしい。私鉄の運賃、バス、こうした料金の改定を年内にやつてもらう、そういうことが賃金を定めていく一つの前提になる、こういうふうにかなり一般にはいわれておりました。ところが、私鉄なりバス関係の料金については、これも新聞ですけれども、九月ごろ料金の値上げをしたい、こういうことが伝えられております。そういったと、若干これとのからみ合ひで、きょうの夕刻第一回答が出るのが、去年の私鉄の賃金の引き上げ額は一九・四％でございますから、大体この前後にとどまるのではないかとおられておる説をもう少し上回るんじゃないか、料金値上げの背景を受ければもう少し上がるんじゃないかということが述べられて

います。

三公社五現業の有額回答は、この私鉄の回答を見て中身をきめたいということであるとすれば、大体見当というものはつくわけですから、大臣のほうで積極的にお述べいただくことがむずかしいけれど、私のほうからお聞きするわけですが、去年の三公社五現業のベースアップは単純平均で一七・六％前後です。その一七・六％とこえておるこの去年の基礎が有額回答になるのか、大体一つの目盛りですが、それともこれにプラスアルファをつけた、言いかえたら、私鉄の運賃、料金の値上げというものを背景にしてプラスアルファというものを考へて二万円前後にするのか。こゝろあたりがいまお考へになつておる有額回答の大体の綱的なものじゃないだらうかと私は思うわけですが、私の思つておることが、とんでもない間違ひであるというふうにお考へなのか、思つておることがやや近いものであるというふうにお考へになるのか。あなたのほうから積極的に御意見を求めることが、この時期です

からむずかしいようですから、私のほうのそういう思惑についてお考へいただければありがたいと思います。

○福田國務大臣　なかなかむずかしい答弁になりますが、まず山田さんは、政府があんまりこの春闘問題に熱心に取り組んでおらぬと、こういうふうな前提のようですが、これはそうじゃないんです。これは日夜、この問題をいかに順調に解決するか、これは苦慮している。アヒル外交じゃありませんけれども、もうアヒルのごとき努力をいたしておるんです。ただそれが目につかぬというだけの話なんです。

いま私は、国の流れ、そういうことから見まして、この春闘というものは、戦後、こゝしは格別な重要な意味合いを持つ、こういうふうな思ふんです。われわれは戦後初めて重大な時局に當面した。この暮れからの混乱状態を早く解決しなければならぬ、そういうさ中に春闘がこじれる、しかも、これがストライキに発展するといふようなことになると、これはその混乱処理、これに非常に大きな影響があるだらう。私は、物価が上がつた、働く方々の生活が非常に苦しくなつておる、これはわかります。よく承知しています。ことに自分で働けない能力の人々、いわゆる社会保障対象者、こういうような人々は、もう非常な困窮な状態におちいつておる、そういうことはよくわかります。わかりますが、この春闘の措置を誤るといふことになりまして、これはひとり政府の問題でもない、あるいは使用者側の問題でもない、これは働く人々の問題にも発展するわけなんです。

ですから、これはもうほんとうに国民がお互いに英知を発揮して、今日のこの混乱の中での春闘問題をいかに合理的に解決するかといふことにお互いに努力しなければいかぬ、こういうふうな思ふのです。わいわい騒ぐばかりが能じゃない。私どもは静かに日夜考へておる。

そこで、いま御質問でございますが、とにかくきょうは閣僚協議会におきまして有額回答はいたしましよ、こういう決定をしたのです。その

額、またその回答の時期、これはまだきめないうにしよう、いろいろ諸般の情勢を見なければならぬ。これは労働省が中心になつて諸般の情報の収集、そういうものをやつております。また国鉄については運輸省、また電電、そういうところにつきましては郵政省というところでつづきに情勢の点検をいたしております。その他一般の民間の企業の動きというものがあつてあります。そういう動きを全部点検いたしまして、そして政府がいかなる回答をするか、これがきめられる、こういうことになるのですが、私は、山田さんの御質問、つまり去年の率が基準になるのか、あるいは私鉄の妥結状態が基準になるのか、そういうことについて答弁せよ、こういうことであります。

が、去年の妥結された額なりまた率なり、これは十分ならぬ、横目でならぬところじゃない、ちゃんと正面からならぬむづかしいならぬ方をします。また同時に、私鉄、これはもう近年ずっと私鉄の動きを見てはきめておるのです。そういう慣例もありまして、私鉄がどういふ動きになるか、これもまた正面からよく見なければならぬ、こういうふうな思ひますが、さて、そのならぬ方の結果、どつちをどういふふうな採用するかといふことにつきましては肯定も否定もできない、こういうふうな答えをさしていただきたいと思ひます。いま非常に差し迫つた段階で、まことに申しわけございませんけれども、その程度でござんせん願ひたいと思ひます。

○山田(社)委員　私は真剣みが足りぬということ、最初に言つたのですが、有額回答といふのは、ある意味では直接の雇用者が福田大臣ではない、田中内閣総理大臣ではないことはわかつておるわけですが、しかし、やはり予算総則その他でがんじがらになつておるわけなんです。それは必ずしも三公社五現業だけとはなつて、さつきの政労協の皆さんもそうです。そういうことなどもありまして、有額回答の持つ本来的な労働政策上の意義は一体何なのかといふことが、やはりこれから問われてくる時代に入ると私は思ふ

のですが、しかし、その有額回答そのものの、確定的な要素を持たないその有額回答といふものが、まじめであらねばならぬし、真剣であらねばならぬし、現実でできるだけ沿つたものでなくちやならぬといふことは、私は当然だと思ふのです。

なぜ私がこういうことを言ふかといふと、昭和三十六年に最初の有額回答が出たと私は記憶しておるのです。そのとき、たしか官房長官は大平さんだつたと思ひますが、そのときの有額回答は幾らだつたと思ひますが、たつたの百円。出しませんでしたよ、有額回答でしようかと、そういう立場だつたのです。その年の賃金引き上げはたしか七

百円だつたと私は覚えております。七分の一が有額回答。翌昭和三十三年の有額回答は、たしか五百円だつたと私は記憶する。その年の労働大臣が石田博英さんでしたが、二千三百円の賃金決定をいたしました。これも大体四分の一強です。この一つの、過去最初に展開された有額回答の政府の態度といふのは、決してまじめなものではなかつた。ただ政府として有額回答しましたよというアリバイをつつたにすぎないのです。

私は今回、いま行なわれようとしておる三公社五現業に対する措置、あるいはいま政労協に対して何とてかして配慮してやつてほしいといった措置などは、いわゆる労働政策、労働行政として、人間を雇う雇用契約、こういう現代社会の中に仕組まれておる賃金を支払う側と受ける側の基本的な権利は平等でなくちやならぬはずなんです。そういう立場から行なわれていく賃上げ要求に対してこたえられる態度といふのは、私はまじめであつてほしい。申しわけのやつたといふことだけであつてはいけません。その金額が少なくとも最終結論に近似値を持つものであるといふことが私の願望なんです。しかし、私は、その過程は非常にまじめであつてほしいし、だから大綱をおきめになつたようですから、どうかひとつ、金額を出しになるときには、なるほど福田さんが大蔵大臣になられて、閣僚になられてやられる措置はま

じめだ、りっぱだとみんながほめそやすような態度で結論を公表される時期を私は待つておる。その金額は、私が一つの自分の思いだということに申し上げたことがほんとうは的確でないほうがいい。そうならぬほうがいいし、もっとプラスアルファというのが、物価上昇の動きなどを見定められて的確に算出されていったものであつてほしいという希望だけは強く持つておるわけです。こうした全体を踏まえて御措置をいただきたいと思うのです。きょうは注文をする委員会になってしまひましてほんとうに私も残念なんです、時期的にしかたがございません。

時間もありませんから、今度はもう少し違った問題でお願いするわけですが、今度の春闘の中で、二番目の柱として共闘委員会の皆さんが要求なさつておる中で、直接労働者にかかわつてくる問題じゃないけれども、ゼネストを組んでいった背景として、やはり大きな要素を占めておるインフレ弱者の救済、これまた非常に答弁がむずかしいと思ひますが、春闘でこういう事柄を解決したいということとして私もきょうの場合は理解しませうから、そうして大臣もその理解にとらわれずには私は御答弁いただきたいと思うのですが、いま前段に申し上げました賃金を要求して、もらつて、それでこのインフレ狂乱時代を切り抜けて生きていく、労働再生産を果たしていく、こういう人たちは別に、国とか県とか市が財政支出をして生活を守つてあげなければどうしようもない人たちがいるわけですね。生活保護世帯とか福祉年金をもらつて生きている人たちが。この人たちは、私は、こういうことを言つたらことごとくとして適切でないかもしれないけれども、賃金をもらう人たち以上に気の毒な人たちであります。その人たちは何をかしてあげるということは、春闘に結果する労働組合の皆さんの要求とは別に、私は政府として考えてあげなくちゃいかぬじゃないか。それをお一つ考える措置として、先般百三十億ばかりお出しになりましたね。厚生大臣が、かつてない実績だと言つてたいへん誇つておりましたけれど

も、これを見ますと、福祉年金の受給者とかあるいは生活保護世帯などは大体二千円。消費者物価が二六・一%も上がつていく。これは全平均です。しかし、この人たちが生きていくために最低のものといへば何かといつたら、全く食べるのと、着ること。こうした衣食の關係の物価の高騰というのとは異常なものがあるわけです。とても二六・一%どころの上昇じゃない。しかし、この人たちに三月末で二千円しか支給してない、これは私は、政府として十分なことをしてやつたという立場はとれないんじゃないだろうか。一体、今日、春闘とは別にいたしても、この物価狂乱の時代に、この人たちを今後どう対処していくのか、どう救済していくのか、ひとつの大臣の考えをお伺いしたいと思ひます。

○福田國務大臣 その問題になりますと、私はこれは春闘とは別の問題だ、こういうふうにはつきり区分けをして考えております。春闘の組合の皆さんと話し合うという考えを持つておりません。しかし、この国会の場におきまして、山田さんからいま話があつた、これはまづ正面から答へ申し上げます。

こういうインフレの世の中で、これは国民全体がたいへんな被害を受ける。その中で、一番の被害者はだれだといへば、申すまでもない、これは社会保障対象者です。この方々の生活というものは、これはいまインフレ対策だといつて総需要抑制政策をとつておるわけです。しかしながら、そういうきびしい政策をとつておる中ではありまするけれども、この方々には格別の配慮をしなければならぬ。そういうようなことで、公共事業費なんかはもう、一文もふやさぬ、少し減らす、こういうくらしい予算を組んだわけです。御指摘のとおりです。しかし、社会保障対象者に対する対策、社会保障対策費は三七%もふやす、これまでの予算を組んでおるわけです。その予算が十日には成立しようとしておるわけなんです。この予算は、かなりそういう方面に大きな傾斜をつけておりますので、いま経済事情の推移が一体どういふ

ふうになつておるか、つづきに点検をしておりますが、その点検の結果、社会保障対象者の生活にこれはどうもお気の毒だといふような点も出てくるかもしれない、そういう点検の結果を待ちまして、いろいろ財政上の仕組みもあるんですから、そういう社会保障費もずいぶん組んである、予備費も組んである。そういうふうな予算措置もありませんので、これはどういふふうな対策をとるべきか、そういうふうな点につきましては、これは真剣に考えてみなければならぬ。

いづれにいたしましても、いま私どもが当面する問題は春闘問題です。この問題をなるべく、いま国のこういう危局である、そういうさなかにおいてなだらかに解決されるように御協力願ひたい。この問題を処理したあと、そういう弱者がどういふ状態に置かれるであろうか、春闘の状態にもよります。そういうふうなことを十分検討してみるといふことは、私も十分心得ておるつもりでございます。

○山田(社)委員 まだ予算も十一日までは通らぬわけですから、内容などについてあなたのお考えをただすことは、私も若干早計だと思ひます。しかし、いまあなたのお気持ちの中には、特に社会保障の対象になつておる人たちは、私流にいへば、インフレ弱者の人たちはほんとうに気の毒だから、これは予備費も計上してあるし、総需要抑制政策をとつておるけれども、この人たちは何らか予算措置をとりたいというお話を伺つたことで、私も非常にうれしく思つておるわけですね。

しかし、問題は、お気持ちには非常にうれしく、ありがたく聞かせてくれましたが、時期、内容というものが困り切つておる人たちにとっては大事なわけですね。私はこんなな困つておるが、いつ幾らどういふ方法でということが非常に重要になつてくるわけです。ですから、十一日に予算が通りましたら、こんなものは漫然日を過ごすわけにもいきませんから、早急に措置されるものと私は理解いたしますけれども、これは大臣当然でございますし、いかがですか。

○福田國務大臣 いま、きょう、その問題をお答えすることは差し控えたいと思ひます。私の気持ちだけは申し上げますが、これは大蔵大臣としても――主務大臣は厚生大臣ですから、そういう方に考えていただく問題でありますけれども、大蔵大臣である私といたしましても、インフレによる弱い被害者、こういうものの立場というものは心から心配しておるということだけははっきり申し上げます。(大蔵大臣は仏さまだよ)と呼ぶ者あり

○山田(社)委員 その仏さまに重ねてお願いしておくわけですが、確かに主務大臣は厚生大臣でございますけれども、さういふ口をしっかりと締めておるのはあなたなんです、仏さまなんです。そこで、私は、せんだつて二月までの税の動向についての報告書を大蔵省からもらったわけですが、これの試算、新聞にも出ていたんですが、大体一―三月の自然増収が四千億をこえそうですね。一月段階で試算されたときには、二千五、六百億だらうかといふふうに私たちも見えていたんですけれども、四千億をこえるという異常な自然増収になつてきておる。ここに大蔵大臣のお持ちのさいふの中には、すかつと予想もせぬ金が入り込んできた。

それから、三十日に参議院を通りました会社特別税。この会社特別税も、これでどれぐらゐの税の増収が見込まれるかといふいろいろお伺ひしてみると、低目に見て千七百億、まあちょっと上に見れば千七百五十億程度である。これは大蔵大臣もいつかお述べになったことがあるように私記憶しておるのですが、これも入つてきた。もともとこの会社特別税は、私たち社会党の案を骨格として自民党さんのほうにも御了解いただいて、いわゆる自社共同提案といふことで各野党取りつけてやろうとした寸前、こわれていったわけですが、あの自社共同提案のときには大体二千五、六百億の増収という目算だったわけですね。その法律を通すとき附帯決議の相談がございまして、その附帯決議をするときの第一は、これは総理も本会議で答弁

なさっておられましたように、このインフレで不当にもうけた企業から超過利得税で取り上げて国民に還元するんだ、こういう大みえをお切りになつてゐる。私たちは、同感だという気がいたしました。そういうものも状況を受けまして、この附帯決議は、この会社特別税によって徴収したお金は原則として国民に還元する、なにかインフレ弱者にそれを返していきたい、こういうような附帯決議がついていたわけなんです。しかし、それがあつて結果として自民党さんのほうでお出しになった単独の法律のほうが通つたということになりました。しかし、その内容たるや、わずかに違つてゐたのは資本金の二〇%、多いほうで処理をするということだけなんです。附帯決議がどうしてつかなかつたのか、私、党の理事をしておつてほんとに恥ずかしいと思うのですけれども、つかぬは別として、本来その立法の精神というものはそこに戻るべきものなんです。いまの税の自然増が四千億をこえていく、そして会社特別税は一千七百五十億程度入る。こういうものが大蔵大臣の袋に入るわけですから、さいふの首を締めるよりも中からはみ出しはせぬかと私は思つてゐる。

これは私の注文ですが、いま二千円ずつお出しになつてゐる。二千五百円の施設もありますけれども、百三十億、これを一万円にするためにせめてあともう八千円お出しただけなら五百二十億予算が要るのです。自然増収の四千億、会社特別税の千七百億、これを合わせた中のたつたの一分割、せめてこの割ぐらゐはインフレ弱者に還元をしてあげたい、こういう気持ちを私は持つわけなんです。そこあたりについては、さつきからのお話の中で大臣もよく気持ちを藏せられておることは承知しておりますので、そういう問題を含めてひとつ御配慮いただければと思う。これは時期は早急に、内容は大臣の御答弁はいただけませんでしたが、その内容は、いま私が申し上げたように、すでに二千円三月末までに出し

てゐるから、残り八千円程度。これは予算が通つたあと、春闘とかかわりはないと言われてつたうですから、春闘とかかわり合ひなく当然の救済措置として政府はとる。その内容は、最低あと五百二、三十億の予算の持ち出しでインフレ弱者を救済してあげてほしい。それ以上になつていけば、ほんとうにまたこれもお札を言わなければならぬのですけれども、そういう措置をひとつお考えいただけませんか。最後でございまして、その点を一つ伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○福田國務大臣 山田さんの御熱心な御提言を傾聴したわけですが、インフレ弱者、そういう問題について、その内容についていま触れる段階ではない、私はこういうふうに思ひますけれども、これは山田さんもおっしゃる通り一生懸命考へておられると思ひますが、私もこれは山田さんに劣らぬ、弱い立場の方々のことは考へておるのです。そういうことは真剣に考へておるのです。そういうことははつきりお答え申し上げます。(態度であらわさなければいかぬ)と呼ぶ者あり)

これをいかに態度にあらわすかという問題は、これは諸般の情勢をよく検討する。これは何といつても主務大臣は厚生大臣でありますから、厚生大臣の御意見等もよく承らなければならぬ。気持ちには私は山田さんに劣るところはない、そのことだけははつきり申し上げておきます。

○山田勲議員 たいへんありがとうございます。私の気持ち以上に考へておるといふことばで、実は私も安心しました。私の気持ちは正直に数字まで並べて申し上げたのですから、それ以上の御配慮があるものというふうに私は思ひます。

ただ、さつき大臣は、総需要抑制政策で工事費などはうんと押えたけれども、社会福祉にかかわる問題については三六%の増額予算を置いたのだ、こういうことをおっしゃってました。あの社会福祉予算の増額というものは、こういうインフレ傾向に入る前の事項なんでしたね。だから、ほ

かを押えたけれども、それだけは押えなかつたといふところの中には、総需要抑制という面から見ただけではこの人々にはあります。それはそれでありがたいと思ひますが、私は厚生大臣のお話をよく聞いていますと、もう福祉関係者に対しては、ことは大幅な引き上げをやつたのだ、だから、それはもうそれでまんしてらわなければならぬ、それはもう聞くことが多いわけですが、それはこういうインフレ傾向に入る以前の国の基本的な構想であつたわけですから、それはそれでありがたいと思ひますが、その上にはこのインフレ傾向というものを加味して救済する以外には現実の救済にはならない、こういう気持ちも持つていたものだから、その点もひとつあわせて申し上げておきたいと思ひます。

しかし、きょうの質問時間が、もうございませうので、いま大臣がおっしゃつていたように、四月十一日に予算案が通つていまして、厚生大臣とよく相談をして、私が申し上げたような気持ち、それ以上の気持ちをもつて解決していただく、こういうことを、ことばのやりとりじゃなくて、いまのこの時代に、生きることに希望を失ふような状態にまで、極限の状態にまで立ち至つておる人々を救うためには、ほんとうに真剣な気持ちで善処していただきますように強い要望をいたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○安倍委員長 増本一彦君。

○増本委員 いままでのお話を伺つていまして、国民は、この時期にきて政府がどういう政策や態度を示すかということについては、非常に関心も持つてゐるだらうと思ひます。

先ほど来の議論の続きでお話をします。けれども、いま年金の問題では、野党では賃金スライド制の導入を考へてくれといふことを政府にも要求してゐるわけですが、それに対して厚生大臣のほうで、年金の再計算期を早める、そして来年度については年金額の引き上げをはかつていく、こういう答弁が出されてゐるようであります。私

は、大臣が社会保障対象者に対してつと生活をみていくために前向きで検討をする、そういうお気持ちがあるならば、財政をあずかる大蔵大臣として、さらに今日のこのインフレ、高物価の状況省としても積極的な検討といふものを大蔵省に考へるわけですが、その点でどのように考へたのか、まず態度をはつきりさせていたいただきたいというように思ひます。いかがでしょう。

○福田國務大臣 年金につきましては、昭和四十九年度予算でスライド制を採用するとか、あるいは年金額の増額を行なうとか、諸般の対策をとつておるわけでありまして、私はいまこれらのものにつきまして、本年度においてこれを改定するという考へ方はいたしております。

○増本委員 政府の今回の社会保障関係費の増額、これは内訳その他を見ますと、結局、法律で定められてゐる事項を進めていくというそのための経費であり、しかもスライドの問題でも、定期的に先になるし、そして国民が要求してゐるいわゆる賃金スライドではない。そういう意味では、私は新しみに非常に欠けてゐるというこゝをいわざるを得ないといふように思ひます。大臣がこゝでほんとうにインフレで苦しんでゐる人たちの生活を守つていくといふことであるならば、もつと新機軸をはつきり打ち出していだくだというこゝが私は必要だといふように思ひます。その点を年度内に実現していただくという道筋や手だてといふものがほんとうにないのかどうか。それは先ほど来の自然増収や新しい税の創設による増収によつても一定の部分はまかなうことが出来るし、さらにまた財源の振りかへ等については、それはわれわれもこれまで法人の課税所得を拡大するとか、あるいはその他の見返りの財源を見つければ見つけることができるというこゝで政府に対しても提言をしてきたつもりであります。そういうことを考へれば、もつとその点ではくふうしていただくべきではないかというように考へるわけですが、ほんとうにこれは再考の余地

のないものなのかどうか、もう一度確認させていだきたいと思うのです。

○福田国務大臣 昭和五十年、つまり来年度以降の問題としては、いろいろと本年度中に検討はいたしするけれども、本年度の問題といたしまして、年金の手直しをする、これはとにかくあれだけの予算が成立しようとしておる、また成立するその前から、この予算はまた修正するんだと言うことはちよつと無理じゃないか、こういうふうに思います。

来年度以降の問題につきましては、とにかくいま私は物価を鎮静させたい。これに全力を尽くしておりますが、とにかくこれだけ大荒れに荒れたあとの昭和五十年度という年度でありますから、その荒れたはだをどういうふうになめらかにするかという問題は、国会でも済みますれば直ちにどういうふうにするかということを検討しなければならぬ、こういうふうな思っております。いましかし、昭和四十九年度の予算をこで修正をせい、こういうのはいささかどうも難しさをいふことじやあるまいかという感じがするので、

○増本委員 それでは、時間がありませんので、次に移ります。

きょうの夕刊を拝見しましたら、有額回答の方向が三公社五現業について出ている。それと対応して、官房長官談話でストライキの中止を強く要求されているわけですね。これは政府の見解であると思うのです。ストの中止というふうな、これは再三にわたっている発言もありましたけれども、有額回答の方向が出て、それとのかね合いで官房長官談話が出ていたということを見ますと、やはり三公社五現業の労働者が真に満足できる内容の回答であるべきだと思ふのです。大幅な賃上げ、そうして生活を守るといふこと、ところを一つの大きな要求の柱として今日の事態を迎えているわけですから、その点ではやはり財政担当の大臣としてその内容を大幅に引き上げ、労働者の要求を満足させるような内容のものを出すべきであるというように思ふのですが、その点についてはいかがでしようか。

○福田国務大臣 まあ組合側の要求というのはかなり大きなものでありますので、満足していただけるような有額回答はとてむずかしいと思ひます。政府といたしましては、一般の企業の状態はどうだろ、特に中小企業の状態は一体どうなんだらうというふうなことを考えますと、そう求められるような多額のものをいふふん切りの目安を与えるというふうなこともつながら、中小企業の人たちはそれを見てどういう感觸を抱くかというふうなことを考えますと、そうそう多額の御要望にすぐ応ずるというふうな態度を政府がとるといふことは、非常にむずかしいのです。ですから、総理や政府は、いままで民間企業のほうでどういうふうな動き方になっておるか、また経済社会全体を見渡しまして、各界各層がどういふ影響を受けるだらうかというふうなことをつづきに検討いたしまして、妥当な額を出すということになる、かように御理解願います。

○増本委員 賃金というのは労働力再生産費ですから、単に支払い能力や他とのバランスということだけでかぬ合いをきめるといふこともできないだらうというように思ふわけですね。ところで、三公社五現業については有額回答の方向が出ています。民間もいま自主的な解決のために非常に努力をしている。そういう中で、公務員の人たちだけが人事院の勧告待ちで宙ぶらりんなんです。政府が使用者ですから、しかも公務員の皆さんにも職員団体がある、人事院の勧告を待つという受動的な態度で終始するのではなくて、この際、やはり組合との自主交渉で公務員労働者についても有額回答を出し、早期にこの問題も自主的に解決をはかっていくということが必要ではないかというように考えるわけですが、その点はいかがですか。

○福田国務大臣 現行制度のもとにおいては、さ

ようなことはできません。公務員給与につきましては、特に人事院勧告という制度がある。この制度を尊重するはかはないのです。制度を変えて別な仕組みだ、こう言うなら格別でございませうけれども、私は人事院勧告という制度はとにかくよくくふうしてきておる制度だと思ふのです。その制度が現存をしておる、そういうさなかにおきまして、これと違つた道筋をたどるといふことは妥当でない、かよう考えます。

○増本委員 その問題は、結局、労働基本権の主要な部分を禁止している、いわばその見返りとして人事院がある。しかし、その人事院の勧告というのはいつとも八月になるわけですね。その間公務員労働者が、しかもここへきてインフレーション、高物価ですべての国民が苦しんでいる中で、解決のままだ、実施されるのが結局半年先あるいは一年先になる、こういう状態ではたしてよいのかという問題だらうと思ふのです。制度の運用として今日まで、人事院勧告が出され、それを待って実施をしていくというのでは、結局、公務員労働者はその間やはり苦しい生活をいらねざるを得ない。

そこで、一つ提案なんですけれども、一応公労協が妥結した時点で、少なくとも妥結額の範囲内で公務員労働者にも内払いをしていくという手だてがとれないものか、こういうふうに考えるわけですね。

人事院お見えでしょうか。先に、公共企業体とそれから公務員の人たちの、この数年間の基準内賃金の引き上げ率の状況がどうなっているのか、公務員労働者のほうがアップ率が高いのか、その辺のところをちよつと数字で御説明いただければと思ひます。

○加藤説明員 最近五年間の数字につきまして御説明したいと思います。人事院勧告のほうから申し上げますと、四十四年は一〇・二%でございまして、五千六百六十円でございます。それから公労委の仲裁裁定は一〇・一%、四千八百十七円でございまして、四十五

年は人事院勧告が一・六七%、八千二百二十二円でございます。公労委のほうは一・五二%、六千七百五十一円。四十六年は人事院一・七四%、八千五百七十八円、公労委一・六八%、七千二百九十四円。四十七年は人事院一・〇六八%、八千九百七十七円、公労委一・〇六%、七千五百六十六円。四十八年は人事院一・五三九%、一万四千四百九十三円、公労委一四・七四%、一万一千八百七十円というふうになっております。

○増本委員 もう一つ、今度教育関係の労働者と、それから看護婦さんについては賃金の引き上げが行なわれて、その結果、民間と公務員関係の労働者の賃金の比較方式が変わってくると思ふのです。そうしますと、官民の賃金の比較ではどのくらいの格差が出てくるものなんでしょうか。より以上の格差の是正をはかっていくというやり方にならざるを得ないと思ふのですが、その点はどうなんですか。

○加藤説明員 従来人事院がとってきております官民の給与の比較の方式といたしましては、官民共通の職種につきましてすべてを比較する。その比較のやり方といたしましては、職務の責任あるいは年齢とか経験とかそういうものを基準として、それぞれのポストを基準にいたしまして比較してきたやり方をとってやったわけでありまして、それぞれの官民の共通の職種でございまして十の俸給表につきまして、それぞれにそれを出す、この格差を計算をいたしまして、さらにそれを人員のウェイト等を使ひまして総合して格差を出す、こういう方式をとってきたわけでありまして、

教員と看護婦の問題につきましては、昨年の勧告において、さらに一その改善をはかる必要があるというところを指摘したわけでございます。今回、教員につきましては一月から実現していただいたわけでございますし、看護婦につきましては近く御審議いただくということになっているわけでございます。

ところで、従来人事院が特に教員と看護婦につきまして一その改善をする必要があると申しま

したのは、やはりその二つの職種につきましましては、その職務と責任等から見まして、どうも民間と比較いたしますと、公務のほうが若干高い。言うならば、公務が先導するような形をとっておる職種ではないかというふうに、従来のそういう比較方式から出て来ているわけでありまして。したがって、その従来低かったところに特別な改善をいたしました関係上、従来とっておりまして、必要があるかどうかというのを指摘したわけでございます。したがって、特に改善をいたしました教員と看護婦さんの給与につきましては、それを除いて格差を算出するという方式にならざるを得ないだろうというふうに思われるわけでございます。格差はその分だけ若干ふえるだろうというふうに思っております。

○増本委員　そこで、大臣、最初の質問に戻りますけれども、これまでの過去五年間ぐらいとりましても、アップ率では、最終的に人事院勧告で出るアップ率は公企体よりも高いわけですね。しかも、今回教職員について看護婦さんが官民の比較でも対象から抜けて、いままで十職種だったのが七職種になって、官民の格差がその分だけ開きが大きくなるわけですね。そうすると、人事院としてもさらにその官民の格差を埋めるためには、より多くの賃金アップの勧告をしていくという方向にならざるを得ないだろう。ですから、そういう事態で、人事院の最終的な勧告を待つのではないかと、いまここで三公社五現業について有額回答が出される。その線に沿って公務員の労働者についても内払いで支給をしていく、そして最終的に人事院勧告の出たところで再度調整をする、こういうことでその間のブランクの穴埋めを公務員労働者にしてあげるといふことも、私はこの時点ではたいへん必要ではないかというように考えるのですが、そういう方途はとれないものでしょうか。

○福田国務大臣　これは法律でそういうふうになつてゐるようでして、この法律を改正しなければ

できない問題、こういうことでございますが、人事院の勧告があつて、政府がこれを受諾するといふことになりましたと、四月に遡及してこの額が支給されることになるので、せっかくの御提案でございませうけれども、そういった違いもないんじゃないか。そういうことでございませうが、いずれにしても、制度的にどうも法律はそうはなつておらぬ、こういうことでございませう。

○増本委員　時間なので、最後に一つ要望だけ申し上げておきますけれども、いま非常にインフレ、高物価のもとで、働く人たちがすべてが苦しんでいる。こういう状態ですから、春闘の状況あるいは特に公務員労働者あるいは公共企業体で働いている労働者、そういう労働者の生活を真剣に守つていく、また生活保護者をはじめ社会保障の対象者に対しても、やはり手厚い保護をしていくのが政治のつとめであると思うのです。そういう点でひとつ一段の御努力をお願いしまして、質問を終わります。

○安倍委員長　次回は、来たる九日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

